

○内灘町体育施設開館における新型コロナウイルス感染症対策方針

	屋内	屋外
窓口対応	<p>他の利用者、施設管理者スタッフ等の距離(2m以上)を確保 <u>利用者には氏名・住所及び電話番号の記載を依頼</u> 下記該当者への自主的利用見合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・頭痛などの症状がある場合） ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 	
施設管理	<p>入場時手指消毒の実施（アルコール消毒液の設置） 職員による定期的な施設・器具の消毒（ドアノブ・券売機等） 利用者への器具消毒の協力依頼</p>	
検温	<p>利用者が利用前に実施すること。</p>	
マスク対応	<p>スポーツを行っていない間はマスク着用を義務化すること。 ＊運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるものとする。</p>	
利用人数	<p>制限なし</p>	
禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ用品（一部）の貸し出し →用具は、定期的かつこまめに消毒し、使用者を特定できる工夫をすること。 ・冷水器（各施設）の使用 ・ハンドドライヤー（各施設）の使用 →アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されているが確認できる場合は使用可。 	
換気	<p>利用中は定期的に換気すること。</p>	—
更衣室・ロビー	<p>広さにゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。</p>	
その他	<p>大きな声での会話、応援等を控えること。 運動する際も十分な距離をとること。</p>	

体育施設利用時の感染防止について

利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
 - ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・頭痛などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用する）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
 - ・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（2m）を空けること
 - ・強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- タオルの共用はしないこと

内灘町教育委員会